

## 天平十年駿河国正税帳の防人数と東国方言

福田, 良輔

<https://doi.org/10.15017/12286>

---

出版情報 : 語文研究. 16, pp.4-13, 1963-06-30. 九州大学国語国文学会  
バージョン :  
権利関係 :

# 天平十年駿河国正税帳の防人数と東国方言

福田良輔

四

奈良時代の古代日本語が、現在の本州東部方言と本州西部方言との方言境界線とほぼ同じ線で、古代東部方言、すなわち東国方言と大和地方の言語を中心とする古代西部方言と方言的に対立していた事は、周知の事実である。もつとも、その方言的差異の程度については、人によつて違いがあり、また精細に明らかにする事ができない事情がある。しかしながら、平安初期（文徳・清和の時代？）に成つたものと推定されている『東大寺諷誦文稿』中に、「此当国方言、毛人方言、飛弾方言、東国方言、仮令対飛弾人而令聞飛弾、詞而説云」とある。これから推すと、毛人方言とは蝦夷族の言語国東国方言は、万葉集中の防人の歌や東歌や常陸風土記の歌謡などの土台となつた東人の言語、すなわち古代東部方言に当るものと思われ<sup>飛弾</sup>。なお、これらの歌が、その当時の東国方言の実態そのものを表わしているかどうかは、更めて考えることにする。飛弾方言を飛弾国詞とも呼んで、飛弾人には飛弾国詞で説けといつてゐるのは、飛弾国内で行われていた言語が著しい方言的性質を有し

ていた事を意味するものと思われる。しかるに「東大寺諷誦文稿」の筆者が、「此当国方言」と述べているのに、畿内以西の西部古代語について全く述べていない事は、当時の西部地域の古代日本語の間には、著しい方言的差異が存在していなかつた事に基づくものと思われる。事実、古代西部方言に属する地域の当時の風土記及びその逸文等に徴するに、西部地域の古代日本語には大和地方の古代語と著しい方言的差異―少なくとも、東国方言と大和地方の古代語との間に見られるような著しい方言的差異―は見出されないのである。

卷二十の防人歌九三首中、作者名不明の歌は、「昔年防人歌」八首、「昔年相替防人歌」一首、九首、作者名明らかな歌は八四首である。この八四首中、常陸の防人、茨城郡若舍人部広足、信太郡物部道足、那珂郡上丁大舍人部千文の三人は一人で各二首、上総には日下部使主三中之父の歌、一首、武蔵には上丁那珂郡檜前舍人石前之妻大伴真足女、主帳在原郡物部歳徳妻椋椅部刀自売、豊島郡上丁椋椅部荒虫之妻宇遅部黒女、橘樹郡上丁物部真根妻椋椅部弟女、都築郡上丁服部於田妻服部皆女、埼玉郡上丁藤原部等母磨妻物部刀自売等の

防人の妻六人の歌各一首が採録されている。宇遲部黒女の夫椋椅部荒虫の歌が採録されていない。また、荏原郡上丁物部広足だけその妻の歌が見えない。これらは、その夫や妻の歌が「但拙劣歌者不取載之」の理由によつたのであろうか。不明である。ともかく、武蔵国では、採録された他の防人はその妻の歌も共に採録されているのは、何か理由がありそうである。したがって、一人で二首採録された防人が三人あり、防人の父の歌が一首、防人の妻六人の歌が各一首あるので、防人の作者は七四人である。

国名	進歌数	拙劣歌数	採録歌数	防人数	防人外歌
遠江	18	11	7	7	0
相模	8	5	3	3	0
駿河	20	10	10	10	0
上総	19	6	13	12	1
常陸	17	7	10	7	0
下野	18	7	11	11	0
下総	22	11	11	11	0
信濃	12	9	3	3	0
上野	12	8	4	4	0
武蔵	20	8	12	6	6
合計	166	82	84	74	7

ところで、駿河国正税帳（大日本古文書第二巻、一一三頁）に、天平十年に駿河国を通過して本郷に帰還して行った旧防人の数が、伊豆二二人・甲斐三九人・相模二三〇人・安房三三人・上総二三人・下総二七〇人・常陸二六五人、計一〇八二人とある。岸俊男氏は、この事と、続紀の和銅六年防人十月二十八日、天平二年九月己卯条、天平九年九月二日、及び正倉院文書に見える天平十年の筑後・周防の正税帳に見える防人に関する記事と万葉集に見える防人の出身国に基づいた考証の結果、駿河国正税帳に記されない東山道の信濃・上野・下野・武蔵の四国と東海道の遠江・駿河の二国、計六国の防人が東国防人の中に含まれるので、駿河国正税帳に記された東国六国の防人数とはほぼ同数の東国防人があったと推定し、さらに天平十年の周防国正税帳の記事を勘合して、東国防人の総数は約二三〇〇人と推定している。ほぼ当を得た数と思われるが、「伊豆国貳拾貳人、甲斐国参拾玖人、相模国貳伯参拾人、安房国参拾参人、上総国貳伯貳拾参人、下総国貳伯漆拾人、常陸国貳伯陸拾伍人、合宅阡捌拾拾貳人」とある記事と、前述の本郷帰還の東国防人の推定総数約二千三百人とかから推定して、万葉集東国防人の例から推して、別に東山道に属する信濃・上野・下野・武蔵の四国と、東海道でも前記の駿河国正税帳には当然記されるはずのない遠江・駿河両国の防人は、合わせて約千人があったと推定している。門外漢の私が臆測を試みる事を許してもらえば、次のような推測に達したのである。通説によれば東国防人は三年交替、毎年千人交替し徴集期間は三年であり、したがって三千人が筑紫に派遣されている。前記の続紀天平九年九月の記事が実行され、東国の本郷に帰還した防人総数は、岸氏

の推定では約二千三百人である。しかるに、筑紫に派遣された防人中には、そのまま筑紫に土着した防人があつた形跡もあり、逃亡した防人もあつたのであり、不幸筑紫で病死した防人もあつたと思われる。殊に続紀によれば、天平七年八月には大宰管内諸国には疫死する者が多く、疫瘡が猖獗を極め、税を免じたほどであり、同七年冬、同九年四月にも瘡が大流行して多くの死者を出し、田租を免じ医薬や食を給して救済に努めている。天平八年の遣新羅使一行の中にも大使をはじめ死者を出し、副使も病の伝染を恐れ入京を止められている。東国防人中にも天平七年八月から天平九年四月の間に猖獗を極めた悪疫流行のために異郷の筑紫の土と化した多くの防人を出した事は容易に想像される。このような事情のために、天平十年本郷に帰還した前記の二千三百人は、任期三年、毎年千人交替で筑紫に派遣されていたほば三千人の東国防人が、激減して二千三百人となつたのではあるまいか。更に臆測を逞しうすれば、天平七年から九年に及ぶ疫瘡・鬼病大流行による大宰管内の東国防人の死者続出が、東国防人停止の原因の一つであつたとも考えられる。

## 二

天平十年駿河国正税帳の旧防人中、万葉集卷二十中の防人歌に見える国及び防人数は、相模二三〇人、上総二五六人（安房三人を合算する）、下総二七〇人、常陸二六五人、合計四国一〇二一人である。かりに、前の推定に基づいて、本国出発の東国防人の毎年の総数千人、任地筑紫における東国防人総数三千人を原則として、推定を試みる事にすると、相模二三〇人、上総二五六人、下

総二七〇人、常陸二六五人は、三年間に徴集されたそれぞれの国の防人が、支障なく本郷に帰還する事ができた実人員と一往見ることが出来る。それは、原則として三千人帰還すべき東国防人が、前に述べた事情により実際に帰還することができた二千三百人中に含まれる四国防人の帰還実数である。したがって、三千人全部が無事帰還できたとすれば、四国それぞれの帰還実数に二三〇〇分の三〇〇〇を乗じた数となる。このようにして得られた四国の防人数は、三年間に徴集された防人数であるので、四国が毎年徴集される防人数は、その三分の一となる。かくて得られた四国の毎年の防人の徴集数は、相模一〇〇人、上総一一一人、下総一一七人、常陸一一四人となる。これらの数はどこまでも推定数であり、平均数であるので、事実との間には誤差がある事はいうまでもないが、四国から毎年徴集された防人数の概算数とみなすことはできよう。しかるに、天平勝宝七年二月のこれら四国の進歌数は、相模八、上総一九、下総二二、常陸一七である。また、遠江以下十国の採録歌数八四に對し防人の作者七四人、防人外の作者七人であつた。したがって、遠江以下十国の進歌数一六六よりも進歌した防人の数は幾分減少し、採録歌数と防人数との比率を適用すれば、進歌数一六六に對し、防人数一五〇となる。したがって、四国の進歌数より進歌した防人数は幾分減少する事となるが、その誤差は少ないので、歌を進上した防人数を最大限に見積つて、一往進歌数を歌を進上した防人数と同じ数として計算する。それにしても、相模は防人一〇〇人中八人、上総は一一一人中一九人、下総は一一七人中二二人、常陸は一一四人中一七人となる。したがって、徴集された防人と歌を進上し

た防人との比率は、最も高率の下総で20%、最も低率の相模は8%であり、四国の平均率は14%弱に過ぎない。採録歌に至っては、相模三、上総一二、常陸七、下総七で、最高率の上総でさえ10%強、最低率の相模は僅か3%であり、四国の平均率は7.4%強に過ぎない。

徴集された防人中歌を進上した防人は僅かに14%である。この事は、徴集された防人はすべて歌を進上したとする説、及びその理由を説く説を否定する。したがって、各国の防人がすべて歌を進上しその中拙劣歌を除いた歌が、巻二十の東国諸国の防人歌として採録され、万葉集に記載されたとする説も成り立たない事はいうまでもない。

ところで、採録された防人歌の左注には作者の氏名及び地位・身分が記されている。そのうち、防人としての地位を表わすものを次に示す。

- 遠江―4321 国造丁長下郡物部秋持・4322 主張丁龜玉郡若倭部身麻呂・4323 防人山名郡丈部真麻呂・4324 4325 4326 4327 は防人を省略したものと思われる。
- 相模―4328 助丁丈部造人麻呂・4329 足下郡上丁丹比部國人・4330 鎌倉郡上丁丸子連多麻呂
- 駿河―4337 上丁有度部牛麻呂・4338 助丁生部道・4339 4340 4341 4342 4343 4344 4345 は氏名だけ。
- 上総―4348 国造丁下部使主三申・4349 助丁刑部直三野・4350 主帳丁若

- 麻統部諸人・4352 皇院郡上丁玉作部国忍・4352 天羽郡上丁丈部鳥・4353 朝夷郡上丁丸子連大歳・4354 長狭郡上丁丈部与呂麻呂
- ・4355 武射郡上丁丈部山代・4356 山辺郡上丁物部平刀良・4357 原郡上丁刑部直千國・4358 種准郡上丁物部竜・4359 長柄郡上丁若麻統部羊

常陸―4367 4368 は地位を表わす語を欠く。4369 4370 4371 4372 4373 4374 4375 4376 4377 4378 4379 4380 4381 4382 4383 4384 4385 4386 4387 4388 4389 4390 4391 4392

人部千文・4371 助丁占部広方・4372 地位を表わす語を欠く。

下野―4373 火長今奉部与曾布・4374 火長大田部荒耳・4375 火長物部真鳥

・4376 寒川郡上丁川上臣老・4377 都賀郡上丁中臣部足國・4378 足利郡上丁大舍人部禰麻呂・4380 梁田郡上丁大田部三成・4381 河内郡上丁神麻統部鳥麻呂・4382 那須郡上丁大伴部広成・4383 塩屋郡上丁丈部足人

下総―助丁海上郡海上国造他田日奉直得大理・4385 4386 4387 4388 4389 4390 4391 4392

信濃―4393 4394 は地位を表わす語を欠く。4395 4396 4397 4398 4399 4400 4401 4402 4403 4404 4405 4406 4407

上野―4408 助丁上毛野牛甘・4409 4410 4411 4412 4413 4414 4415 4416 4417 4418 4419 4420 4421 4422 4423 4424 4425 4426 4427 4428 4429 4430 4431 4432 4433 4434 4435 4436 4437 4438 4439 4440 4441 4442 4443 4444 4445 4446 4447 4448 4449 4450 4451 4452 4453 4454 4455 4456 4457 4458 4459 4460 4461 4462 4463 4464 4465 4466 4467 4468 4469 4470 4471 4472 4473 4474 4475 4476 4477 4478 4479 4480 4481 4482 4483 4484 4485 4486 4487 4488 4489 4490 4491 4492 4493 4494 4495 4496 4497 4498 4499 4500

武蔵―4413 4414 4415 4416 4417 4418 4419 4420 4421 4422 4423 4424 4425 4426 4427 4428 4429 4430 4431 4432 4433 4434 4435 4436 4437 4438 4439 4440 4441 4442 4443 4444 4445 4446 4447 4448 4449 4450 4451 4452 4453 4454 4455 4456 4457 4458 4459 4460 4461 4462 4463 4464 4465 4466 4467 4468 4469 4470 4471 4472 4473 4474 4475 4476 4477 4478 4479 4480 4481 4482 4483 4484 4485 4486 4487 4488 4489 4490 4491 4492 4493 4494 4495 4496 4497 4498 4499 4500

少歳・4415 主張在原郡物部歳徳・(4416 歳徳の妻・4417 豊島郡上

丁 檜楯部荒虫之妻) • 4418 在原郡上丁物部広足 • 4419 橘樹郡上

丁物部真根 • (4420 真根妻) • 4421 都築郡上丁服部於田 • (4422

服部妻) • 4423 埼玉郡上丁藤原部等母麻呂 • 4424 等母麻呂妻)

右の作者には、国造・国造丁・助丁・主帳丁・帳丁・主帳・火長  
・上丁・防人等の身分上の地位が記されたものが大部分であるが、  
中には少数ながら何ら身分が記されていないものもある。これらの身  
分については、岸俊男氏の論者が最も当を得ていると思うので、こ  
こに恩借する。即ち、それはそのまま各国における防人集団の編成  
組織を示すもので、上総国のそれには典型な編成組織が示されてい  
る。それには、令義解の養老軍防令の軍団組織の大毅・小毅・主張  
に準じた組織であると共に、一面大化前代における国造軍の組織形  
態が残存しており、そこに、また東国地方の政治的・社会的後進性  
が認められるというのである。したがって、東国各国の防人集団の  
組織である、国造丁(国造)―助丁―主帳丁(帳丁・主帳)―(火  
長)―上丁(防人)における国造丁・助丁・主帳丁の關係は、軍団  
における大毅・少毅・主帳、及び郡司における大領・少領・主帳の  
關係に相当すると述べ、従来の諸説を否定されている。筆者は妥当  
な卓見として、この説に従う。即ち、各国の防人集団の長が国造丁  
であり、主帳丁は国造丁に副う次官であり、主帳丁はその国の防人  
集団に関する記録や会計を司る者である。国造丁は国造とも記され  
ているが、国造乃至国造の代理者と解する説に従うべきで、丁は二  
〇才から六〇才までの男である事はいうまでもない。火長は兵士一  
〇人の長である。

そこで、前に推定した相模・上総・下総・常陸の四国から毎年徵  
集される防人数、相模一〇〇、上総一一一、下総一一七、常陸一一  
四を再び採り上げる事にする(万葉集卷二十に見える諸国の防人歌  
中、天平十年駿河国通過の防人数が明記されているのは右の四国で  
あるから、比較する事ができない)。国造丁・助丁・主帳丁が各国  
の防人集団の統率者乃至幹部である事はすでに述べた。しかるに、  
万葉集卷二十における右四国の進上歌数は、相模八、上総一九、下  
総二二、常陸一七、防人のみ採録歌数は、相模一、上総一二、下  
総一一、常陸七、計三三首である。その採録歌中、国造丁・助丁・  
主帳丁以上の歌は、相模一、上総三、下総一、常陸一、計六首であ  
る。相模・下総・常陸の三国は、国造丁・主帳丁の歌を欠き、上総  
だけが国造丁・助丁・主帳丁のいずれの歌も見えている。歌を欠く  
のは、拙劣歌のため載せられなかったのか、または他の理由に基づ  
くか明らかにする事ができないが、四国の国造丁・助丁・主帳丁が  
いずれも一首ずつ進上し、採録されたと仮定すれば、一二首が記載  
されている事になる。ところが、その半数の六首が記載されている。  
つまり、国造丁・助丁・主帳丁においては、五割が採録されて  
いる。なお、常陸では国造丁日下部使主三申の父の歌が一首採録さ  
れているので、一三首中七首が国の防人集団の統率者及びその近  
親・幹部の作である。したがって、一般防人の歌は、相模二、上総  
六、下総一、常陸六となり、前に推定した四国の毎年の防人徵集数  
との概算比率は相模2%、上総8%、下総10%、常陸5.2%、平均比  
率6%、四国の国造丁・助丁・主帳丁の平均比率50%と比較して格  
段の相違である。すなわち、国造丁・助丁・主帳丁等の防人集団の

統率・幹部階級に対して、一般防人の歌は一〇人に一人の割合で採録されている。更に四国の統率・幹部階級を二人とした仮設に従い、四国の防人数の合計四四二人から一二人を減じた四三二人中、一般防人の採録された歌の総数二七を除すると、一般防人の歌は6.2%強が採録された事になる。そこで、考えられる事は、かりに拙劣歌のために統率階級が進上した歌の中にも採録されなかったものがあるにしても、前に述べたように進上した一般防人数は、総人員数の6%しか進上しなかった、つまり、百人中九四人までは、進上しなかったのである。その理由はどこにあるであろうか。遠江以下十国の進上歌数一六六首中約半数の八二首が、すべて拙劣歌であるため採録されなかった事を考慮すると、作歌能力に欠けていた事に因らう。では、どのような作歌能力に欠けていたのであろうか。拙劣歌の意味内容については、表現技術が拙劣であった、採否を決定した大伴家持が個人的詩歌・芸術的詩歌である事を採否の根本基準としたと解する説もあるが、一般防人は極めて少数の者―6%の防人―を除いて、満足に大和地方の中央語を話すことができなかった事が主たる理由であろう。

### 三

ここで、再び『東大寺諷誦文稿』中の「此当国方言、毛人方言、飛彈方言、東国方言。仮令対飛彈人而令聞飛彈國詞而説ま」という記事に留意しよう。飛彈国内の一般庶民には、大和地方を中心とする古代西部方言が理解できなかった飛彈国の方言状態を具体的に述べていると共に、飛彈国内の方言状態と同じく、東国地方における

諸國の一般庶民には、中央語系の古代西部方言が理解できないほどの著しい方言的差異が、東国方言と中央語系の古代西部方言との間に存在していた事を述べている事は疑えない。ところで、東国諸國のほとんどの防人は、後進的地方である東国諸國の庶民出身である。したがって、東国出身の一般の防人は、飛彈國の庶民と同じくほとんどの防人が、中央語系の古代西部方言で作歌する事ができるまでに、中央語系の古代語西部方言に習熟していたとは、到底考えられない事である。とすると、大伴家持が「拙劣歌」として採録しなかった歌は、歌意の理解が困難であるまでに、東国方言的要素で表現されていた事が、主たる理由と解すべきであろう。したがって、採録された防人歌は、当時東国諸國で行われていた生(なま)の東国方言そのものとはいいい難く、中央語系の古代西部方言によってある程度潤色された要素が含まれている事が考えられる。それ故、大和地方の古代西部方言と比較して相違する東国方言のすべての方言的現象が忠実に記録されているとはいいい難く、大和地方の中央人に著しい方言現象として強く印象づけられた方言現象が記録されるような事があった事が考えられる。たとえば、助動詞(もしくは接尾語)「る」「り」が四段活動詞に付くには、中央語系の古代語ではエ列音(相当)から付くが、東國の上総・下総・常陸・上野・下野の諸國ではア列音から付いた例がかなり見えている。また、四段活動詞が体言には、中央語系ではウ列音から付くが、東國の上総・下総・上野・武蔵・相模ではオ列音(相当)の例がかなり見えている。つまり、この著しい二つの語法現象は、東國地方でも現在の中部地方の遠江・駿河・信濃の諸國には現われないで、関東地方

に属する、いわば当時の東国中の東国の諸国に限られた現象である。すなわち、東国地方の諸国中現在の関東地方に属する諸国に現われる著しい方言現象として、中央の都人士に強く印象づけられていたものと思われる。また、同じ東国地方でも現在の中中部地方に属する駿河では、 $o\vee e$ 、 $o\vee e$ 、 $o\vee e$ 、 $o\vee e$  のような多くの事例があり、 $e$  列音が  $o$  列音になると  $\vee o$  の事例も一例現われている。これと同じ事例が遠江でも駿河に近い山名郡に  $o\vee e$  一例、佐野郡に  $e\vee o$  一例、信濃に  $e\vee o$  一例が見えている。この頃浅見徹氏などは、駿河のこの著しい方言現象及び現在の関東地方の東国諸国に限り現われている前述の著しい二つの方言現象を、当時の各地方乃至地域における方言現象の事実のままを記載したのではないとして、記載者が俚言採集という目的意識に拘泥過ぎたために、却って無意識的に創り出した「観念的俚言」であると解釈している。<sup>(5)</sup>

しかし、この説には、方言の担い手である言語集団に対する具体的分析が全く闕却されている。言語集団の生活史と集団の生活が営まれて来た地方乃至地域についての具体的考察が置き去りにされている。方言が言語体系を有し、社会習慣的要素が体系を支えている事はいうまでもない。特定の言語の、したがって方言の社会習慣的要素を支えて来たものは、そして現に支えているものは、特定の言語集団のいろいろな意味における生活史及び現在である。現在に至る言語集団の生活が営まれて来た特定の地域社会の歴史及び現在である。例を、前記の駿河の事例に限って、天平勝宝七年頃の駿河の防人の方言状態を支えている諸要因について一往考察しよう。その当時の政治組織及びその基盤である社会組織である。しかし、当時

の律令制古代国家において、日本古代国家の全域が同一等質の諸條件に置かれていなかった事は、周知の通りである。殊に防人を出した東国地方は、一般的に政治的・社会的・文化的その他において、その後進性が指摘されているのみならず、同じ東国地方でも地域的に相当の相違があり、その支配形態や家族構成において地域差があった事は、その道の専門家の常識となっている。巨大な古墳や古墳群の存在は、その付近に国造・県主が存在し、地方の政治圏・文化圏が成立していた事を裏書きしているばかりが多い。律令国家の国府・国分寺等の所在地も、前代の巨大な古墳や古墳群の近くにある事が多く、律令国家時代の地方の政治圏・文化圏も多くは古墳時代の政治圏・文化圏が土台となったようである。<sup>(6)</sup> それは、大化改新により、大部分は国造は郡の大領、県主は少領に編成替えされた事からも推察できる。駿河には、古墳時代、珠流河・盧原・阿倍?の国造、遠江には素賀・榛原?・久努・遠淡海の国造と岡津の県主があり、<sup>(7)</sup> 盧原国造国の中心は現在の静岡市地域にあつたと思われる。更に駿河・遠江には物部・大伴・秦等の中央豪族の部があり、殊に物部氏の支配する部の数が圧倒的に多く、駿河・遠江の界をなす大井川の流域(志田郡と榛原郡との南北の界)に物部氏の屯倉が多い事は留意される。<sup>(8)</sup> つまり、大井川流域の東北南北は物部氏の政治圏が成立しおり、したがって、西部駿河と東部遠江とは、国造時代同一の政治圏・文化圏内にあつたと見る事も可能である。弥生時代の有名な登呂遺跡が静岡市高松にある事は、古墳時代のみならずすでに弥生時代においても静岡付近を中心として文化圏が成立していた事を証するが、A・D四世紀頃と比定されている静岡市賤機山古墳も



その一証である。このほどまで、銅鐸の東限は大井川とされていたが、最近静岡市有東と駿東郡原町から系統不明の小銅鐸が出土している。ところで、遠江(大井川)を東限とし、浜名湖周辺を中心とする三遠式銅鐸は形態・装飾に特色があり、制作時代と出土地が限定されている。また、弥生時代、遠江は西部遠江と東部遠江とは、出土された弥生式土器に徴して、相違ある二つの小文化圏が成立していた形跡があるといわれる。ほぼA・D一世紀から三世紀の間に駿河の静岡平野に行われた飯田式土器・曲金式土器は、東部遠江がその西限とされている。総じて、弥生時代の土器の形式からいえば、東部遠江は、西部遠江よりも西部駿河に近く、西部駿河の影響を受けた文化圏内にあつたといわれている。この事は、前述したように、國造時代(古墳時代)に大井川流域に南北東西において、物部氏の屯倉が多い事と何らかの関連があるものと思われぬ事はない。更に、弥生時代、三河・遠江地方は伊勢湾沿岸地方と駿河湾沿岸地方との文化の接触地帯で、複雑多様の弥生式土器が出現している。たとえば、その一つである丸子(まりこ)式土器の東限は静岡県で、それより以東には見られないが、そこより北上して、同系統の土器が長野県に入り、更に北関東に及んでいる形跡があるとされている。つまり、弥生時代からの駿河・遠江と信濃との間には、文化圏の上で連絡があつた形跡が看取される。

#### 四

とすると、前述の駿河国防人歌に現われている、オ列音がエ列音になる、 $o \vee \dot{e} 6$ 例・ $\dot{o} \vee e 5$ 例・ $\dot{o} \vee \dot{e} 2$ 例(他に $e \vee o 1$ 例)

の顕著な方言現象は、このような現象が現われている地域の奈良時代の政治組織・経済機構・行政区画・文化圏・村落形態・家族構成を考慮する事が必要なのはいうまでもない。しかし閑却し得ない事は、方言にせよ、俚語にせよ、その特定の言語集団の、いろいろな意味においての集団の生活史に支えられているという事実である。殊に、付言したい事は、奈良時代の東国方言においては、東国開拓が前代からの引きつづいての大和国家的の国家的事業である事によつても明らかであるように、東国地方の後進性という事である。それ故、前代の政治組織・行政区画・文化圏・村落形態・家族構成が根強く残つていたと思われる。言語の社会習慣的要素は、言語集団の生活共同体としてのいろいろな意味における生活史において形成されて、現在の言語状態(言語体系)を現出しているといえよう。したがつて、奈良時代の前代である古墳時代(乃至弥生時代)の駿河・遠江・信濃の政治圏・文化圏もしくは文化の進路を方言区画もしくは方言伝播の径路とほぼ同一であると假定する事によつて、駿河防人歌の顕著な特色であるオ列音がエ列音になる事例の説明が可能である。遠江でも、前述したように西部駿河と同一文化圏内にあつたと推定された東部遠江の山名郡の防人歌に $o \vee \dot{e} 1$ 例(他に巻十四東歌の遠江歌に1例)があり、 $e \vee \dot{o} 2$ 例(龜玉郡・佐野郡各1例)もあり、また駿河・遠江と文化的交渉が開けていたらしい信濃に $e \vee \dot{o} 1$ 例がある事も合わせて考慮に入れると、オ列音がエ列音になる事は、駿河や東部遠江の地域においては、奈良時代実際に存在していた該地域の代表的方言現象であり、また稀にはエ列音がオ列音になる現象も実際に存在したものである。

甲斐がねをさやにも見しが、けけれなく横ほりふせるさやの中山（古今和歌集の東歌、風俗歌等に見える。）

の「けけれなく」は、「こころなく」で、「さやの中山」あたりでは、「こころ」を「けけれ」と実際に発音していたと見るべきである。というのは、「さやの中山」は榛原郡（奈良時代、秦原郡）と小笠郡（奈良時代、佐野郡）との郡境、菊川と日坂との間にある小山で、東部遠江でも大井川の西六キロ足らずの所である。したがって、西部駿河文化圏内であった東部遠江、換言すれば、大井川流域文化圏に含まれていたのである。古今和歌集の東歌に「かひうた」として採録されたのは、横たわっている「さやの中山」のために、甲斐の國の山が見えない事を、残念に思った歌であるからで、「さやの中山」の南のあたりを通る旅人として謡われた地方の民謡として古くから有名であったためと思われる。「けけれなく」に、その土地の著しい方音をとり入れたのである。たとえば、バッテンが長崎だけの、ダスが大阪だけの方言ではないが、バッテンが長崎方言を、ダスが大阪方言を代表するように、奈良時代、駿河及び東部遠江一帯では、オ列音がエ列音になる方音現象が、方言現象としての最も著しい代表的現象であったと思われる。したがって、駿河防人歌における前述の方言現象を、採録者の方言意識過剰の結果、生じた「観念的俚言」という説は、観念的考察に墮した嫌いがあるといわざるを得ない。

以上述べた事を結論的に要約すれば、およそ次のようになるう。

徵集された防人数と防人歌進上数との比較、採録された防人の身

分、拙劣歌の意味するもの、東大寺諷誦文稿の東国方言に関する記事を考察する事により到達した結論は、東国地方の防人の方言、すなわち東国地方の一般庶民の方言は、防人歌や東歌、常陸風土記の歌謡等に歌われている方言状態よりも、事実は更に方言的であり、大和地方の都人士には理解する事が困難であるほどの方言状態であった。そして、奈良時代の方言区画を支えている政治圏・文化圏は前代の古墳時代の政治圏・文化圏と多少の相違はあるにせよ。その基盤において、前代と著しい相違はないと見る事ができ、この政治圏・文化圏をほぼ方言区画と同一であると假定することによつて、駿河国防人歌に現われている、著しい方言現象であるオ列音がエ列音になる現象は、決して「観念的俚言」ではなくて、実際の方言現象を反映したものであるといえよう。そして、奈良時代の東国方言において、大和地方を中心とする西部古代語（西部古代方言）と比較して、相違する音韻・語法・語彙は、一往古代東国方言における方言現象と見て差支えないという事ができる。したがって、巻二十の防人歌は、現代に例をとれば、たとえば共通語とは著しく相違する純粹の方言を日常語とする人で、共通語を十分に習得していない人が、方言まじりで作った歌に類すると思われるのである。

註

(一) 岸俊男「防人考」万葉集大成11・特殊研究篇所収一〇五―一六頁

(二) 続紀「天平七年八月乙未、勅曰、如聞、比日大宰府疫死者多、思欲救療疫氣、以濟民命、是以奉幣彼部神祇、為民禱祈焉、又府大寺及別國諸寺、誦金剛般若經、仍遣使賑給疫民、

并加湯藥、又其長門以還諸國守若介、專齋戒道饗祭祀、丙午、大宰府言、管内諸國疫瘡大発、百姓悉臥、今年之間欲停貢調、許之。

(3) (續)「天平八年十月戊辰、詔曰、如聞、比年大宰府管諸國、公事稍繁、勞役不少、加以去冬疫瘡、男女愆困、農事有廢、宜免今年田租、令統民命。

(續)「天平九年四月癸亥、大宰管内諸國、疫瘡時行、百姓多死、詔奉幣於部内諸社、以祈禱焉、又賑恤貧疫之家、并給湯藥療之。

(4) 註(1)の九五―七頁

(5) 浅見徹「上代の東国俚言」「万葉」第四十号所載

(6) 斎藤忠「日本古墳の研究」三三四―六頁

(7) 斎藤忠「国造に関する考古学上の一試論」古代史談話会編「古墳とその時代」所収

(8) 西岡・服部監修「日本歴史地図」第七図「主要氏族の分布と屯倉」

9) 久永春男「東海」八四―六頁、「日本考古学講座4 弥生文化」その他、恩借した主な著書、論文

一、「日本考古学講座5 古墳文化」二、「世界考古学大系2 日本」「世界考古学大系3 日本」三、「図説日本文化史大系1 縄文・弥生・古墳時代」四、「日本文化史大系・第一巻・原始文化」五、小林行雄「古墳の話」六、古代史談話会編「古墳とその時代」

### △追記▽

九頁上段、三節の冒頭の東大寺諷誦文稿の引用文中の中に見える「此当国方言、毛人方言、飛彈方言」とある「方言」の意味は、必ずしも特定言語における地域的分派を指す方言のみを意味するものではないことは、引用文の前後の記述からも推察できる。のみならず、延暦二十一年十月二十日、沙門最澄上表文「請求法訳語表一首」(傳教大師全集、第一巻二六七頁)中に「唐朝玄奘○慈嶺○以尋師。並皆不限年教得業為期。是以、習方言於西域。傳法藏於東上」○とあることによっても、少なくとも、平安初期前後においては、言語体系を全く異にする他言語をも含めて方言と称していたものといふことができる。しかるに、また統紀養老六年四月の条に「征討陸奥蝦夷、大隅薩摩隼人等。將軍已下及有功蝦夷并訳語人、授勲位」と見え、類聚国史延暦十八年二月の条に「流陸奥国新田郡百姓弓削部虎麻呂、妻丈部小広刀自女等於日向国。久住賊地能習夷語、屢以謾語、騒動夷俘心也」と見え、三代実録元慶五年五月の条に「授陸奥蝦夷訳語外従八位下物部斯波連永野外従五位下」と見え、延喜式大藏式に「蝦夷第一等……俘囚外五位……訳語人有位」とある。更に、類聚国史延暦十一年七月の条に「夷爾散南公阿破蘇」、同十一月の条に「夷俘爾散南公阿波蘇」「蝦夷爾散南公阿波蘇」とある。以上の事から、「毛人方言」は、古代日本語の方言である「東国方言」「飛彈方言」とは言語体系を異にする蝦夷族の言語であったと見るのが妥当である。なお、同一人を夷・夷俘・蝦夷と呼んでいることも留意すべきである。